

答 申

第 1 審査会の結論

「 中学校父母教師会に対する事情調査記録」(以下「本件対象文書」という。)につき、その一部を不開示とした決定については、宮城県教育委員会は、別紙 1 に掲げる部分を開示すべきである。

第 2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、情報公開条例(平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。)第4条の規定による本件対象文書の開示請求に対し、平成16年11月8日付け教第444号により宮城県教育委員会(以下「実施機関」という。)が行った部分開示決定について、その取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び宮城県情報公開審査会(以下「審査会」という。)における意見陳述で主張している異議申立ての理由を総合すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 開示されたとしても、個人の権利利益が害されないと思われる発言内容が非開示とされている。
- (2) 実施機関は条例第8条第1項第7号の該当性を主張するが、保護者の発言内容は、直接発言者の意見ではなく、伝聞した内容を発言している箇所が多いことから、同号を適用させ非開示とすることは、同号の適用を誤ったもので開示すべきである。また、本件対象文書は平成11年度に作成されたもので、同事業の執行が既に終了していることから、同号は適用できない。

- (3) ILO・ユネスコの「教員の地位に関する勧告」第68条によれば、本件対象文書の写しは、当該教員に提供されるべきである。

### 第3 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見聴取で述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

#### 1 条例第8条第1項第2号の該当性について

本件対象文書には、当時父母教師会役員であった者の氏名、事情調査の対象となった特定の教育職員の職・氏名、当該教育職員の具体的な言動、当該父母教師会役員の意見及び心情などが記録されており、これらを開示するならば、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより個人の権利利益が害されるおそれがある。

#### 2 条例第8条第1項第7号の該当性について

本件対象文書には、父母教師会役員などの意見・心情等が記録されており、これらを開示するならば、今後、父母教師会役員などが、意見及び心情等が公開されることを懸念し、具体的な情報や率直な意見を述べることができなくなり、人事管理及び教育行政の適正な運営に必要な客観的な情報が得られなくなることから、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生じると認められる。

### 第4 審査会の判断理由

#### 1 本件対象文書の内容について

本件対象文書は、実施機関が、事情調査の対象となった特定の教育職員の具体的な言動等について、当時の父母教師会役員、校長などから聴取した内容を記録した文書である。

## 2 条例第 8 条第 1 項第 2 号の該当性について

本件対象文書は、特定の教育職員に関して事情調査を行った記録である。

本件対象文書には、事情調査に任意で協力した父母教師会役員の氏名が記載されており、これを開示するならば、特定の個人が識別されるため、条例第 8 条第 1 項第 2 号本文に該当し、かつ同号ただし書のいずれにも該当しないことから非開示とすることが妥当である。

事情調査の対象となった教育職員の職・氏名に関し、特定の教育職員が事情調査の対象となったという事実は、当該教育職員の個人に関する情報であり、当該教育職員にとってみても、みだりに公表されるべきではない情報と考えられる。また、このような情報は、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されているものとは認められず、また当該教育職員の職務遂行の内容に係る情報とも認められない。このことから、事情調査の対象となった教育職員の職・氏名については、条例第 8 条第 1 項第 2 号本文に該当し、かつ同号ただし書のいずれにも該当しないものとして非開示とすることが妥当である。

このほか、事情調査記録のうち、後述する別紙 1 に記載の部分以外の非開示部分については、当該部分を開示しても、特定の教育職員の職・氏名及び父母教師会役員の氏名を非開示とするならば、これらの者を一般人が識別し得るものとは必ずしも言えない。しかし、別紙 1 に記載の部分以外の非開示部分(以下、「別紙 1 以外の非開示部分」という。)を開示すれば、その記載内容から、当該教育職員及び父母教師会役員の知人などの関係者にとっては、当該教育職員及び父母教師会役員を特定することが可能となるほか、当該教育職員の具体的な言動、それに対する父母、生徒などの意見及び心情等についても、上記関係者に明らかとなるので、当該教育職員、父母及び生徒などの権利利益が害されるおそれがあると認められる。

したがって、別紙 1 以外の非開示部分は、条例第 8 条第 1 項第 2 号本文に該当し、かつ同号ただし書のいずれにも該当しないものとして非開示とすることが妥当である。

これに対し、本件対象文書のうち別紙 1 に記載の部分については、校長が当該教育職員に対し、学校現場において行った日常的な会話の内容等であり、

この部分を開示したとしても，特定の個人が識別され，若しくは識別され得るものあるいは特定の個人の権利利益を侵害するおそれがあるものとは認められないことから，開示すべきものである。

### 3 条例第8条第1項第7号の該当性について

本件対象文書は，特定の教育職員に関して事情調査を行った記録であり，事情調査を行った者あるいは父母教師会役員らの意見・心情等が記録されている。このような事情調査記録の内容にかんがみれば，上記2において非開示とすることが妥当であるとした，別紙1以外の非開示部分を開示した場合，今後，同様の事情調査が必要となったときに，意見等が公開されることを懸念した父母教師会役員らが率直な意見を述べることができなくなり，その結果，人事管理及び教育行政の適正な運営に必要な客観的な情報が得られなくなるなどから，当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり，又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生じると認められる。また，別紙1以外の非開示部分を開示した場合，事情調査に協力した父母教師会役員らの，県教育行政に対する信頼を損ない，今後の事情調査事業の適正かつ円滑な遂行に支障が生じると認められる。

したがって，別紙1以外の非開示部分は，条例第8条第1項第7号本文に該当し，非開示とした実施機関の判断は，妥当であると認められる。

これに対し，別紙1以外の非開示部分を非開示とするならば，別紙1に記載の部分を開示したとしても，条例第8条第1項第7号所定の事務支障を生じるとは認められないことから，別紙1に記載の部分については，条例第8条第1項第7号に該当せず，開示すべきである。

### 4 異議申立人の主張について

異議申立人は，本件開示請求が異議申立人自身に関する情報を求めるものである旨を主張する。しかしながら，条例は，請求の目的いかんを問わず，また，何人にも等しく情報の開示請求権を認めるものであり，開示・非開示の判断に当たっては，請求の目的及び開示請求者がだれであるかは考慮されないものであるので，この主張は認めることができない。

異議申立人は，その他種々主張するが，審査会の上記判断を左右するもの

ではない。

## 第5 結論

以上のことから，実施機関が非開示と判断した部分について，別紙1に記載の部分は，条例第8条第1項第2号及び第7号に該当せず開示すべきであるが，その余の部分は非開示とすることが妥当である。

## 第6 審査会の経過

当審査会の処理経過は，別紙2のとおりである。

## 別紙 1

本件対象文書「 中学校父母教師会に対する事情調査記録」の 1 2 ページ中 2 1 行目の 1 文字目から 2 5 行目の最後まで及び 3 2 行目の 1 文字目から同行の 3 5 文字目まで

(注 1)

行目とは、文字が記載されている行を一番上から 1 行目として、順次数え上げたものである。

(注 2)

文字目とは、1 行中に記録された文字を左詰めにした場合、一番左の文字から 1 文字目として、順次数え上げたものである。文頭の空白は 1 文字とはみなしていない。

## 別紙 2

### 審査会の処理経過

- 1 平成17年1月21日 諮問を受けた（諮問第165号）。
- 2 平成17年6月1日 異議申立人から意見書を受理した。
- 3 平成17年11月30日（第223回審査会） 事案の審議を行った。
- 4 平成17年12月21日（第224回審査会） 異議申立人から意見等を聴取した。
- 5 平成18年1月18日（第225回審査会） 事案の審議を行った。
- 6 平成18年2月7日（第226回審査会） 実施機関（教育庁教職員課）から非開示理由等を聴取した。
- 7 平成18年2月28日（第227回審査会） 事案の審議を行った。

（参考）宮城県情報公開審査会委員（五十音順，平成18年3月31日現在）

大葉由佳，岡本勝(会長職務代理者)，木下淑恵，佐々木健次(会長)，武田貴志